

平成 31 年度 (2019 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

A 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

以下の事例における X の罪責について論じなさい（Y との共犯関係についても言及すること）。

金融業者の X は、不動産業を営む A が自宅に筆筒預金を貯め込んでいる旨の噂を耳にし、配下従業員の Y を呼び出して、A 方に空き巣に入るよう指示するとともに、窓ガラス破損用のバール、変装用の帽子やマスク及び金員運搬用のバッグ等を提供したところ、Y は分け前欲しさから、A 方へ侵入して金品を窃取してくることを承知した。同日深夜、Y は、X の指示に従って A 方に侵入するつもりで現場に赴いたところ、A 方では未だ家人が起きている様子であったため、A 方に隣接し、かつ居宅内の電気が消えている B 方であれば家人は留守であり容易に金品を物色して窃取できると考え、X から渡された帽子やマスクを着用した上で、バールで B 方ベランダ窓のガラスを割って B 方内に侵入し、金目の物を物色した。しかし、Y の予想に反して、その家に住む B がリビングルームのソファで仮眠中であり、B が物音に気付いて起き上がったところ、同室内に侵入してきた Y と鉢合わせをしてしまった。そこで、Y は、咄嗟に強盗してでも金品を奪い取ることを決意し、B に対して、所持のバールで B の頭部等を殴打するなどの暴行を加えて B の反抗を抑圧し、同室内に置かれていた B のアタッシュケース内から現金 100 万円を奪った。Y のかかる暴行により、B は全治 3 週間を要する頭部裂創等の傷害を負った。

その後、Y は、X から渡されたバッグに前記現金を入れて、その場から逃走して X 方に戻り、強取してきた現金をいったん X に渡し、その場で 50 万円ずつ山分けした。その際、Y は B 方で強取した旨報告しなかったため、X は、強取の事実はもちろん、B 方で同犯行を敢行したことも知らなかった。

但し、X が Y に本件犯行を指示した段階で、X 及び Y 間において、A 方における住居侵入・窃盗の共謀共同正犯の成立に必要な謀議の存在が認められ、かつ、Y につき、住居侵入罪・強盗傷人罪（刑法 130 条及び 240 条）が成立するものとし、その上で、X が認識していた事実と現実に発生した事実との齟齬が刑法上いかなる影響を与えるかの観点から検討すること。